

償却資産（固定資産税）申告の手引

有田川町

《目 次》

	ページ
償却資産とは	2
資産の種類と主な償却資産	3
償却資産と家屋との区分	4
納税義務者・課税標準額・税率・納期等	5
評価額の算出方法について	6
申告していただく書類および記載事項	7
申告書の書き方	8 ~ 11
(参考)業種別の申告対象資産	12



償却資産に関するお問い合わせは

有田川町役場 吉備庁舎 税務課 固定資産税班
〒643-0021

和歌山県有田郡有田川町大字下津野2018-4

TEL 0737-22-3272（直通）

FAX 0737-52-7821

償却資産とは

会社や個人が事業を営むために、1月1日現在で所有している構築物、機械、備品等の資産で、土地・家屋と同様に固定資産税がかかります。

おおむね次のようなものが該当する償却資産です。

- 1・法人税法または所得税法の規定によって、その減価償却費が損金または必要経費に算入される資産
- 2・耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の資産
※取得価額10万円未満でも個別償却している資産は申告が必要
- 3・耐用年数を経過し法定の減価償却を終えているが、まだ事業に使用している資産（償却済資産）
- 4・簿外資産であっても、事業に使用している資産
- 5・遊休および未稼働資産であっても、1月1日現在事業に使用できる状態にある資産
- 6・割賦購入資産などで代金を完済していない資産であっても、事業に使用している資産
- 7・資産の所有者が他の事業主に貸し付けているリース資産
（リース資産は貸し付けている所有者に申告・納税義務があります。）
- 8・資産の価値を高めるための費用（改良費）は、本体と別に申告して下さい。
- 9・中小企業者の30万円未満の減価償却資産の損金算入の特例を適用した資産

※申告の対象とならない資産は次のようなものです

- ・土地および家屋
- ・耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満で、一時に損金に算入する資産
- ・取得価額が20万円未満で一括して3年間で損金に算入（一括償却）する資産
- ・自動車税および軽自動車税の対象となる資産
- ・電話加入権、特許権、ソフトウェアなどの無形償却資産
- ・牛、果樹、その他の生物（観賞用、興行用生物は除く）
- ・繰延資産
- ・平成20年4月1日以降に契約が締結された取得額が20万円未満の「売買扱」とする（リース終了後に借り主のものになる）ファイナンスリース資産

償却資産に対する課税について国税（法人税法・所得税法）と比較すると、次の点が違います。

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年 (賦課期日制度：1月1日)	法人：事業年度 個人：暦年
減価償却の方法	定率法のみ	定率法と定額法の選択
圧縮記帳の制度（注）	認められません	認められます
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価額（1円）まで
改良費	区分評価	合算評価

（注）固定資産税では圧縮記帳の制度は認められていないので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、**圧縮前の取得価額を記入**してください

資産の種類と主な償却資産

資産種類		主な資産		耐用年数	資産種類		主な資産		耐用年数
1	構築物	簡易建物（掘立造および仮設のもの）		7	5	運搬用具・	フォークリフト		4
		広告用	金属製	20			長さ4.7m×幅1.7m×高2.8m以上で、最高時速15km/h以上のもの ※上記規格を下回るものは軽自動車税（種別割）の対象です。		
			その他	10					
		緑化施設	工場	7			モノラック（牽引車・荷台車）		4
			庭園・その他	20					
		舗装路面	コンクリート・ブロック・れんが敷	15	工具	測定工具・検査工具	5		
			アスファルト敷・木レンガ敷	10		治具・取付工具	3		
			ビチューマルス敷	3		金型・切削工具	2		
		へい	コンクリート・コンクリートブロック造	15	事務用机イス	金属製	15		
			金属造	10		その他	8		
		電気設備	蓄電池電源設備	6	応接セット	接客用	5		
			その他	15		その他	8		
		農林業用	果樹棚またはホップ棚	14	陳列棚 陳列ケース	冷蔵（冷凍）機能付	6		
			斜降索道設備（モノレール）	14		その他	8		
		給排水・衛生・ガス設備		15	電気機器	テレビ・ICレコーダー	5		
		店用簡易設備		3		複写機・レジスター	5		
		簡易間仕切		3		ファックス・タイムレコーダー・コピー	5		
		街路灯・ガードレール		10		音響機器（カラオケ）	5		
			冷暖房機器	6					
			電気冷蔵庫・冷凍庫	6					
			洗濯機・その他機器	6					
			電話・通信機器	6					
2	機械・装置	食料品製造業用設備		10	6	工具・器具・備品	ガス機器		6
		飲料、たばこ又は飼料製造業用設備		10					
		繊維工業用設備（その他の設備）		7			室内装飾品等	金属製	15
		木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備		8				その他	8
		印刷業又は印刷関連業用設備 （デジタル印刷システム設備）		4				カーテン・じゅうたん	3
		化学工業用設備（その他の設備）		8			厨房用品	陶磁器又はガラス製のもの	2
		窯業又は土石製品製造業用設備		9			電子計算機	パソコン	4
		鉄鋼業用設備（その他の設備）		14				サーバー・プリンター	5
		情報通信機械器具製造業用設備		8			看板・サイン		3
		太陽光発電設備（売電）		17			金庫	手さげ金庫	5
		太陽光発電設備（売電以外）		※				その他	20
		林業用設備		5			理・美容機器		5
		農業用設備		7					
		総合工事業用設備		6			医療機器	消毒殺菌用機器	4
		道路貨物運送業用設備		12				手術機器	5
		倉庫業用設備		12				調剤機器	6
		飲食料品小売業用設備		9				光学検査機器	6
		その他の小売業用設備 （ガソリン又は液化ガススタンド設備）		8				レントゲン	4
								歯科診療用ユニット	7
		宿泊業用設備		10			娯楽・ 興行用機器	パチンコ台	2
		飲食店業用設備		8				パチスロ器・ゲーム機	3
		洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備		13				貸衣装・かつら	2
自動車整備業用設備		15	その他	自動販売機	5				
3	船舶	モーターボート		4	葬儀用具	3			
		引き船（はしけ）		10	楽器	5			
4	航空機	ヘリコプター・グライダー		5	フィルム・磁気テープ・レコード		2		

耐用年数は原則として法人税または所得税の申告で用いるものと同じものを適用します。

中古取得は、残存年数を記載してください。

耐用年数は総務省の法令データ提供システム（URL：<https://elaws.e-gov.go.jp/>）から

『減価償却資産の耐用年数等に関する省令』で検索できます。

※発電された電気を専ら用いて設備等を動かし事業を行う場合は、その設備等の耐用年数を適用します。

※家庭用（太陽光発電設備導入補助金を受けているもの）は、所得税申告での減価償却はできません。

償却資産と家屋との区分

建物附属設備には、固定資産税の取扱い上、償却資産に該当するものと、家屋に該当するものがあります。次表のように単に移動を防止する程度に取り付けられたものや、独立した機器としての性格が強いものは、償却資産として課税されます。これに対し、家屋に固着され家屋と一体になってその効用を高めるものは、家屋に含まれます。

なお、賃貸ビルなどテナントを借り受けて事業をされている方が、ご自分の費用で内装や装飾・設備を施されている場合、それらの資産は家屋に固着してあっても償却資産として、テナントの方から申告していただかなければなりません。対象になる資産としては、次のようなものがあります。

- ・内装・・・天井、床、内部・外部仕上げ、建具、間仕切り、装飾等
- ・付帯設備・・・電気、ガス、給排水、衛生、空調、運搬等その他設備

また、賃貸アパートや貸駐車場、貸店舗を経営されている方は、土地や家屋として評価していない次のものについて償却資産の申告が必要になります。工事明細書をご確認のうえ償却資産のみの申告をお願いします。

構築物 外構工事（側溝、フェンス、門扉、植栽等）、駐車場（舗装、車止め、白線）、カーポート、自転車置き場、ごみ置き場、物置（据付型）、外灯（屋外独立型）等

機械及び装置

再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備）、駐車場設備（料金精算機）等

償却資産と家屋の区分表

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
発電設備	事業用発電設備・受変電設備（配線等を含む）	
動力用配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
電灯照明設備	サイン・投光器・スポットライト 家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備・配分電盤
電話設備	電話機・交換機等の装置・器具類	
インターホン設備	インターホン器具・マイクホン、アンプ等の装置・器具類	配線
電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	
火災通報装置	屋外の装置（配線を含む）	屋内の装置（配線を含む）
消火装置	消火栓設備のホース、ノズル・消火器	消火栓設備・スプリンクラー
中央監視制御装置	制御装置（配線を含む）	
避雷設備		設備一式
換気設備	特定の生産又は業務用の換気設備	左記以外の設備
衛生設備		設備一式
し尿浄化槽設備	右記以外の設備	家屋と一体になっている設備
給湯設備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
ガス設備	特定の生産又は業務用設備（配管を含む）	家屋と一体になっている設備
給排水設備	屋外設備	
冷暖房装置	ルームコンディショナー	家屋と一体になっている設備
厨房設備	顧客の求めに応じる（百貨店・旅館・飲食店・病院等）サービス設備	サービス設備以外の設備
洗濯設備		
運搬設備	ベルトコンベア	エレベーター・エスカレーター設備
簡易間仕切	床から天井まで達しない程度のもの	床から天井まで達する程度のもの
その他	ブラインドカーテン・ＯＡ配線	

申告していただく方（納税義務者）

毎年1月1日現在、有田川町内に償却資産を所有している方（リース資産を含む）

提出期限 1月末日まで

期限間近になりますと窓口が大変混雑致しますので、なるべくお早めに（1月中旬頃）提出していただきますようお願いいたします。

課税標準額

個々の資産ごとに算定した評価額の合計を課税標準額とします。
（課税標準の特例の適用を受けるものは、特例適用後の額とします。）

免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません。
ただし、150万円未満であっても申告は必要です。

税率

1. 4%です。

税額

課税標準額×税率(1.4%)です。
土地・家屋と一緒に固定資産税として課税されます。

納期

土地・家屋とともに固定資産税として、納税通知書を発送いたします。
・納期限は、5月末・9月末・11月末・翌年1月末の4回となっており、
前納もしていただけます。
・納付につきましては、便利で確実な「口座振替」をぜひご利用ください。
（『口座振替依頼書』は役場税務課か各指定金融機関に備え付けています。）

不申告または虚偽の申告

正当な理由なく申告されない場合は過料を科せられる（地方税法第386条）ほか、
後日不足税額に加えて延滞金を徴収されること（地方税法第368条）があります。
虚偽の申告をされますと罰金を科せられること（地方税法第385条）があります。

実地調査等について

申告書の受理後、地方税法第354条の2に基づき、税務署が保有する所得税又は法人税に関する書類の閲覧調査を行っています。

調査の結果、減価償却資産明細書(固定資産台帳)の写しの提出のお願いや、地方税法第408条に基づき、実地調査にお伺いすることがありますので、その際はご協力の程宜しく願います。

調査結果によっては、修正申告をお願いする場合がありますのでご協力願います。

評価額の算出方法について

申告していただいた資産の取得時期・取得価額および耐用年数を基礎として評価額を算出します。

ただし、評価額の最低限度は取得価額の5%で、それ以下には減価しません。

なお、算出は下記の計算式により「固定資産評価基準」別表第15（下表）の減価率を用いて算出します。

《計算式》

$$\begin{array}{l} \text{初年度} \quad \text{取得価額} \times \left[1 - \frac{\text{減価率}}{2} \right] \text{①} \quad \text{次年度以降} \quad \text{前年度評価額} \times \left[1 - \text{減価率} \right] \text{②} \end{array}$$

①②は下記の減価残存率表の数値に置き換えられます

★計算例★

取得価額30万円の材サイン（耐用年数3年）を10月に購入した場合

耐用年数3年の 減価率0.536

（初年度の減価残存率0.732 次年度以降の減価残存率0.464）

評価額の最低限度 $300,000 \times 0.05 = 15,000$ 円

	評価額	課税標準額
1年目	$300,000 \times 0.732 = 219,600$	219,600円
2年目	$219,600 \times 0.464 = 101,894$	101,894円
3年目	$101,894 \times 0.464 = 47,278$	47,278円
4年目	$47,278 \times 0.464 = 21,936$	21,936円
5年目	$21,936 \times 0.464 = 10,178$	15,000円

※5年目で評価額が最低限度額より小さくなる為、以降15,000円が課税標準額となります。

減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 ①	前年前取得 ②			前年中取得 ①	前年前取得 ②			前年中取得 ①	前年前取得 ②
		$1 - \frac{\text{減価率}}{2}$	$1 - \text{減価率}$			$1 - \frac{\text{減価率}}{2}$	$1 - \text{減価率}$			$1 - \frac{\text{減価率}}{2}$	$1 - \text{減価率}$
2	0.684	0.658	0.316	10	0.206	0.897	0.794	18	0.120	0.940	0.880
3	0.536	0.732	0.464	11	0.189	0.905	0.811	19	0.114	0.943	0.886
4	0.438	0.781	0.562	12	0.175	0.912	0.825	20	0.109	0.945	0.891
5	0.369	0.815	0.631	13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	14	0.152	0.924	0.848	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	16	0.134	0.933	0.866	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	17	0.127	0.936	0.873	45	0.050	0.975	0.950

中古資産の耐用年数

原則として法定耐用年数によりますが、中古資産を取得した場合、残りのその使用可能期間を見積もって耐用年数とすることができます。その場合については、その「見積もり耐用年数」で申告していただくことになります。

なお、見積もりが困難な場合は、次の簡便法によって求めることができます。

①法定耐用年数の全部を経過 → 法定耐用年数×0.2

②法定耐用年数の一部を経過 → (法定耐用年数－経過年数)÷経過年数×0.2

※1年未満の端数は切り捨て、2年に満たないときは2年とします。

申告していただく書類および記載事項

	記載事項	提出書類
①初めて申告される方 ・該当資産がある場合 ・該当資産がない場合	1月1日現在、有田川町内にある全資産 ☐ 該当資産なし にチェック	償却資産申告書 種類別明細書(全資産) 償却資産申告書
②前年度に申告されている方 ・資産の増加や減少がある場合 ・前年度と資産の内容が同じ場合	・前年1月2日から今年1月1日まで に取得した資産及び減少した資産 ・その他の変更事項 申告書の「18備考欄」 ☐ 増減なし にチェック	償却資産申告書 種類別明細書(増加) 種類別明細書(減少) 償却資産申告書
③電算機による全資産申告を される方	1月1日現在、有田川町内にある 全資産	償却資産申告書 種類別明細書(全資産) (様式は自由です)
④廃業または事業所を町外に 移転された方	9 ページ 18 備考の説明を 参考に記載してください	償却資産申告書

- (1) 申告書の書き方については、次頁以降を参考にしてください。
- (2) 前年度に申告をさせていただいている方には、前年度までに申告していただいた資産の一覧表(リスト)を同封していますので、固定資産台帳や現物と確認した上で、資産の増減を申告してください。
- (3) 申告書の提出は郵送でも結構です。
控えの返送をご希望の場合は、お手数ですが切手を貼った返信用封筒を同封して下さい。提出期限前後は混雑が予想されますので、返送が遅れることがあります。
- (4) 地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用しインターネットによる電子申告の受付も行っています。
詳しくは、「有田川町ホームページ」又は「eLTAXページ」をご覧ください。
(<https://www.town.aridagawa.lg.jp/top/kakuka/kibi/8/1/1/6/744.html>)
(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

《ご注意いただく資産》

大型特殊自動車（フォークリフト、ショベルローダ、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車など）
最高時速35km/h以上で農耕作業用(乗用)自動車および最高時速15km/h以上で、長さ4.7m・幅1.7m・高2.8m以上の産業・建設車両等は大型特殊自動車に該当し、償却資産の対象となります。
上記規格を下回る小型特殊自動車は、軽自動車税（種別割）の対象となります。

中小企業等経営強化法に関する課税標準の特例について

中小企業者等が、1.5%以上の賃上げ方針を表明し、当該賃上げ方針を位置付けて町の認定を受けた先端設備等導入計画に基づいて新規取得した一定の設備に対して、要件を満たすものは課税標準額を1/2または1/4に軽減します。特例適用申請書に「先端設備等導入計画認定書の写し」と「工業会等による証明書の写し」「従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し」を付けて申告してください。

申告書の書き方

『償却資産申告書』・『種類別明細書（増加資産・全資産用及び減少資産用）』は、以下の記入例を参考にしてご記入ください

『償却資産申告書』の記入例

申告年月日を記入 令和 年 月 日		令和 年度 ← 申告年度を記入		個人番号又は法人番号 を右詰で記入		者コード	
受付印 令和 年 月 日 有田川町長 殿		償却資産申告書(償却資産課税台帳)					
1 住所 又は納税通知書送付先	ありだがわちようしもの 有田川町下津野2018-4 (電話 52-2111)			3 個人番号又は法人番号			8 短縮耐用年数の承認 有・無
	2 氏名 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	ありだがわ たらう 有田川 太郎 (屋号 喫茶 ありだがわ)			4 事業種目 (資本金等の金額) 飲食業 (百万円)	9 増加償却の届出 有・無	
					5 事業開始年月 H26 年 9 月	10 非課税該当資産 有・無	
				6 この申告に添付する者の氏及び氏名 有田川 花子 (電話 52-2111)	11 課税標準の特例 有・無	12 特別償却又は圧縮記帳 有・無	
				7 税理士等の氏名 有田税理士事務所 (電話 073-456-7890)	13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法	14 青色申告 有・無	
						15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	① 有田川町下津野2018-4 ② 有田川町金屋3 ③
						16 信用資産 (有・無)	貸主の名称等 有田川町清水387-1 コスモスリース(株) 52-1234
					17 事業所用家屋の所有区分	自己所有・借家	
					18 備考(添付書類等)		9 ページ 18 備考の説明を参考に記載してください
資産の種類		取得価額		償却額		計 (イ)-(ロ)+(ハ) (ニ)	
前年までに取得したもの (イ)		前年中に減少したもの (ロ)		前年中に取得したもの (ハ)		計 (イ)-(ロ)+(ハ) (ニ)	
1 構築物	3060000	400000		2660000			
2 機械及び装置			6500000	6500000			
3 船舶							
4 航空機							
5 車両及び運搬具							
6 工具、器具及び備品	4060000	100000		3960000			
7 合計	7120000	500000	6500000	13120000			
資産の種類		評価額 (ホ)		決定価格 (ヘ)		課税標準額 (ト)	
1 構築物							
2 機械及び装置							
3 船舶							
4 航空機							
5 車両及び運搬具							
6 工具、器具及び備品							
7 合計							

この欄に記入の必要はありません

ただし、自社の電算システムにより全資産申告を

課税標準の特例規定が適用された資産がある場合は、その旨を記入してください

☐ 増減なし

☐ 該当資産なし

☐ 廃業・解散・合併・事業所移転等

(令和 年 月 日)

(事業所移転先)

第二十六号様式 (提出用)

1	住 所	住所（または納税通知書送付先）を記入してください
2	氏 名	氏名を記入してください 法人の場合は、名称および代表者名を記入の上、社印を押印してください
3	個人番号又は法人番号	個人番号または法人番号を記入してください
4	事業種目	事業の内容を具体的に記入して下さい 複数の事業を行っている場合は複数記入してください 法人の場合は、資本金または出資金も記入してください
5	事業開始年月	有田川町内で事業を開始された年月を記入してください 個人の場合：事業を開始したとき 法人の場合：法人を設立したとき 決算期も記入してください
6	この申告に回答する者の係及び氏名	この申告について直接回答できる方の氏名、お問い合わせ先電話番号を記入してください
7	税理士等の氏名	税理士等に経理を委託されている場合は、その方の氏名・電話番号を記入してください
8	短縮耐用年数の承認	8 9 10 11 12 13 14 } 該当する方を○で囲んでください
9	増加償却の届出	
10	非課税該当資産	
11	課税標準の特例	
12	特別償却又は圧縮記帳	
13	税務会計上の償却方法	
14	青色申告	
15	市(区)町村内における事業所等資産の所在地	1 欄の住所と資産の所在地が異なる場合、または町内に 2 以上の事業所等、資産所在地がある場合は必ず記入してください
16	借用資産	土地・家屋以外のリース資産の有無について、該当する方を○で囲んでください 借用資産がある場合は、貸主の住所・名称・電話番号等を記入してください
17	事業所用家屋の所有区分	該当する方を○で囲んでください
18	備考	次の事項に該当するものがあれば記入してください ア 昨年度と資産に全く変わりがない場合 ☐ 増減なし にチェックをしてください 前年度までに申告してされている資産については、同封の「資産一覧表」をご確認ください イ 事業を行っているが、償却資産に該当する資産がない場合 ☐ 該当資産なし にチェックをしてください ウ 廃業・解散・合併・事業所移転等 事由に○をし、その日付を記入してください エ 前年中に資産所在地・所有者住所・氏名に変更があった場合 異動年月日・旧資産所在地・旧住所・旧氏名を記入してください

『種類別明細書（増加資産・全資産用）』の記入例

- ・ 初めて申告される方は1月1日現在所有する全資産について申告してください → 全資産に○をしてください
- ・ 前年度申告していただいている方は増加した資産のみ申告してください → 増加資産に○をしてください

申告年度
令和
を記入

年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

所有者名
有田川 太郎

1 枚のうち
1 枚目

行 番 号	資 産 の 種 別	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額 十 億 百 万 千 円	耐 用 年 数	減 価 率 %	価 額 十 億 百 万 千 円	課 税 標 準 の 特 例 率 コード	課 税 標 準 額 十 億 百 万 千 円	増 加 理 由 1・2 3・4	摘 要
					年 号	年	月								
01	1		駐車場舗装(コンクリート)	1	4	26	9	1700000	15	0.				1・2 3・4	
02	1		へい(コンクリートブロック造)	1	4	26	9	960000	15	0.				1・2 3・4	
03	6		厨房設備	1	4	26	9	1000000	5	0.				1・2 3・4	
04	6		冷凍冷蔵庫	2	4	26	9	680000	6	0.				1・2 3・4	
05	6		エアコン	1	4	26	9	800000	6	0.				1・2 3・4	
06	6		接客用家具一式	1	4	26	9	1200000	5	0.				1・2 3・4	
07	6		製氷器	1	4	26	9	195000	4	0.				1・2 3・4	
08	6		什器一式	1	4	26	9	85000	2	0.				1・2 3・4	
09	2		太陽光発電設備	1	5	1	4	6500000	17	0.				1・2 3・4	
10									0.				1・2 3・4		
11									0.				1・2 3・4		
12									0.				1・2 3・4		
13									0.				1・2 3・4		
14									0.				1・2 3・4		
15									0.				1・2 3・4		
16									0.				1・2 3・4		
17									0.				1・2 3・4		
18									0.				1・2 3・4		
19									0.				1・2 3・4		
20									0.				1・2 3・4		
小 計								13120000							

計算はこちらでさせて
いただきますので記入
の必要はありません

年号は明治 = 1
大正 = 2
昭和 = 3
平成 = 4
令和 = 5

増加した資産については
「増加事由」の該当する
ところに○をしてください
1 = 新品取得
2 = 中古品取得
3 = 異動による受入れ
4 = その他

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他 のいずれかに○印を付けてください。

『種類別明細書（減少資産用）』の記入例

前年度まで申告していただいている方で前年中に減少した資産がある方はこちらの用紙にご記入ください。（赤色の用紙です）

申告年度 を記入		令和 年度		種類別明細書（減少資産用）										所有者名		1 枚のうち 1 枚目	
所有者コード		所有者名										有田川 太郎					
行 番号	資産 の 種類	抹 消 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減少の事由及び区分				摘 要		
					年	月	日				1 売却 3 移動	2 滅失 4 その他	1 全部 2 一部				
01	1		広告塔	1	4	26	9	400000	10		1	2	3	4	1	2	
02	6		什器一式	1	4	26	9	100000	2		1	2	3	4	1	2	残存価格85,000
03											1	2	3	4	1	2	
04											1	2	3	4	1	2	
05											2	3	4	1	2	3	
06											2	3	4	1	2	3	
07											2	3	4	1	2	3	
08											2	3	4	1	2	3	
09											2	3	4	1	2	3	
10											1	2	3	4	1	2	
11											1	2	3	4	1	2	
12											1	2	3	4	1	2	
13											1	2	3	4	1	2	
14											1	2	3	4	1	2	
15											1	2	3	4	1	2	
16											1	2	3	4	1	2	
17											1	2	3	4	1	2	
18											1	2	3	4	1	2	
19											1	2	3	4	1	2	
20											1	2	3	4	1	2	
小 計								500000									

「減少事由」の該当するところに○をしてください

1 = 売却
2 = 滅失
3 = 移動
4 = その他

「1・全部」減少か「2・一部」減少かを選んで、○をしてください

一部減少の場合は、『取得価額』の欄に今回減少した分だけを記入し、『摘要』欄に残存価額を記入してください

(参考) 業種別の申告対象資産

業種によって以下のような資産が申告の対象となります。

※あくまでも例示にすぎませんので、これ以外の資産であっても申告は必要です。

各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、融雪設備、井戸、庭園、門、へい、外溝、屋外照明、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、内装・内部造作等、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、LAN設備等
小売業	商品陳列ケース、陳列棚、自販機、冷蔵（冷凍）庫、POSレジ等
飲食業	接客用家具・備品、自販機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵（冷凍）庫等
理容業、美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、サインポール、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備等
製パン、製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、包装機、冷蔵（冷凍）庫等
病院、医院 歯科医院	各種医療機器、キャビネット、自家発電設備、医療ガス設備等
駐車場業	フェンス、舗装、屋外照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、料金精算機等
工場	受変電設備、機械のための動力配線、機械装置、金型、業務用給排水設備、公害防止設備、福利厚生設備等
旅館、ホテル、バー	放送設備、厨房設備、娯楽用設備、ネオンサイン、受変電設備等
パチンコ店、ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲーム台、両替機、玉貸機、島工事等
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機等
建設業	建設用重機、発電機、工具、ユニットハウス、曳舟等
自動車整備業、 ガソリンスタンド業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自販機、独立キヤノピー、防火壁等
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木エスライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス盤、剪断機、溶接機、グラインダー等
浴場業	温水器、ろ過器、ボイラー、オイルバーナー、釜、ポンプ、自販機等
農業	モノレール、スプリンクラー、撰果機、乾燥機、耕運機、田植え機、稲刈り機、ハーベスター、コンバインなど
ゴルフ場 ゴルフ練習場	舗装（コース内道路も含む）、庭園、フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集玉設備等
不動産賃貸業 （アパート、貸しビル等）	駐車場舗装、融雪設備、屋外照明、屋外給排水、塀、植栽、エアコン、壁面サイン、他に上記のような業種別の設備で自らが設置して貸しているもの等